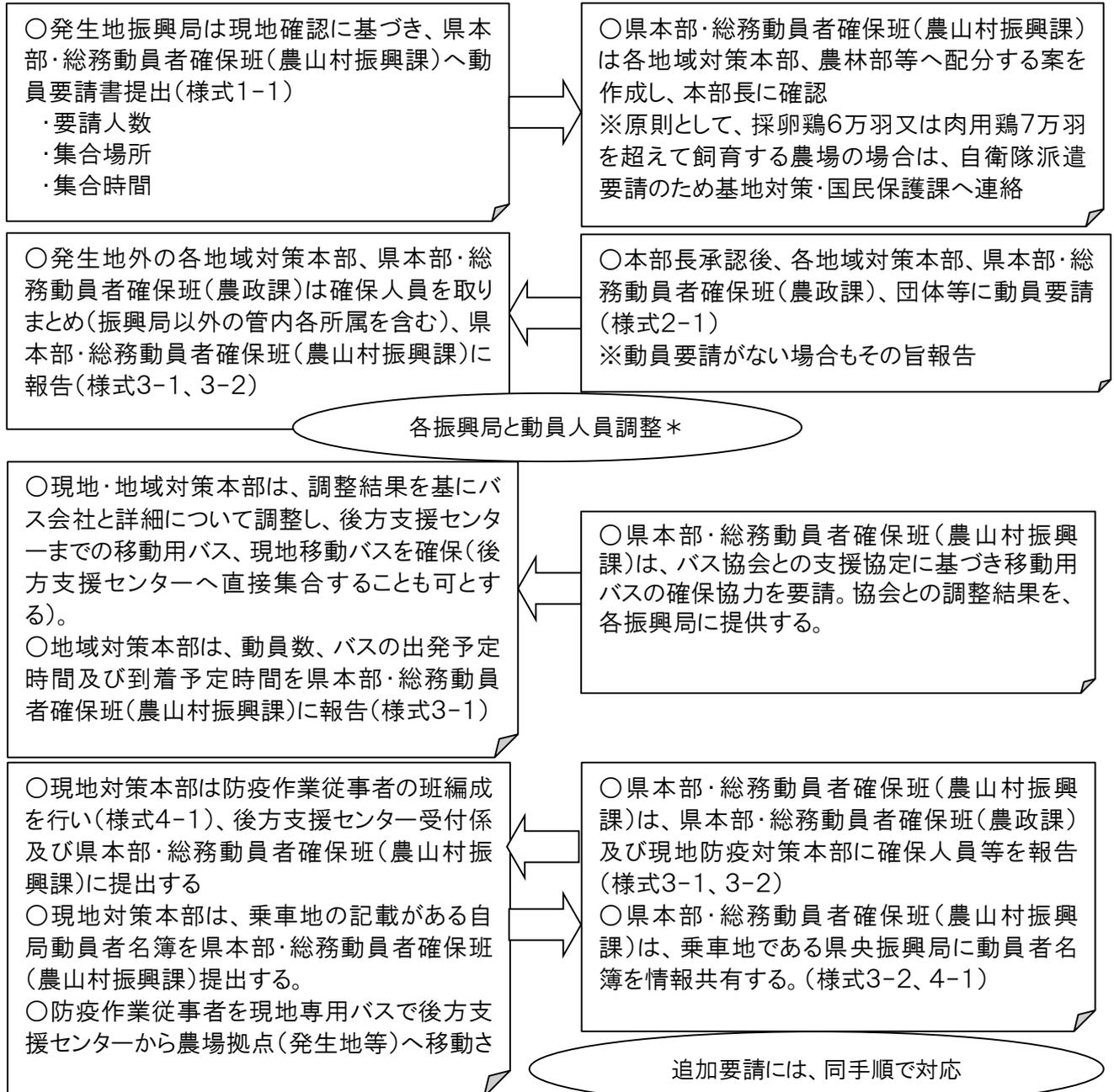


## HPAI・LPAI発生時防疫作業従事者確保手順

### 簡易検査陽性

※獣医師動員は、別途定める獣医師動員手順書に従い実施する。



- ・動員要請は、段階的に行い、追加調整を同手順で行う。
- ・防疫作業従事者の後方支援センター(駐車場が広く、多数の人員が収容できる場所。体育館、公民館等)、農場拠点(農場の近くでコンテナやテント等が設置できる場所)は現地対策本部で決定する。
- ・後方支援センターと農場拠点が近い場合は徒歩で移動する。

# 農場機械作業従事者確保手順

## 簡易検査陽性

○先遣隊の調査結果に基づく防疫計画を県本部・防疫対策班(畜産課)へ提出  
(機械操作有資格者の動員計画)

○県本部・防疫対策班(畜産課)は、農林技術開発センター畜産研究部門、農業大学校畜産学科、肉用牛改良センターへ、集合場所、集合時間をメールにて連絡

○防疫対策班から報告(様式3-3)を受けた、県本部・総務動員者確保班(農山村振興課)は、本部長及び現地対策本部に名簿(様式3-3)を報告

○農林技術開発センター畜産研究部門、農業大学校畜産学科、肉用牛改良センター、県本部・防疫対策班(畜産課)へ動員者をメールで報告  
各所属の公用車等で後方支援センターへ移動

○現地対策本部は、様式3-3を後方支援センター受付係に提出する  
○機械作業従事者を現地専用バスで後方支援センターから農場拠点(発生地等)へ移動させる。

追加要請には、同手順で対応

# 国職員作業従事者(一般)確保手順

## 簡易検査陽性

○九州農政局長崎県拠点、動員者名簿を報告

○県本部・防疫対策班(畜産課)は、九州農政局長崎県拠点へ、必要人数、集合時間を提出(様式5)

○国職員は原則後方支援センター集合  
○現地対策本部は、後方支援センター受付係に提出する  
○防疫作業従事者を現地専用バスで後方支援センターから農場拠点(発生地等)へ移動させる

○防疫対策班から報告を受けた、県本部・総務動員者確保班(農山村振興課)は、県本部・総務動員者確保班(農政課)及び現地防疫対策本部に県本部動員者として動員者報告名簿(一般)に記載し報告(様式3-2)

追加要請には、同手順で対応

# 獣医師確保手順

## 簡易検査陽性

○発生地家保は必要な人員を算定し、全家保、畜産課家畜衛生班へメールと電話で獣医師動員要請。

- 家保動員様式は家保へ送信
- 食検獣医師動員要請書は畜産課へ送信

○各振興局（家保）は、動員様式を発生地家保にメールで報告。

○県本部・防疫対策班（畜産課）は県民生活環境部生活衛生課へ食検獣医師動員要請書を送付

○県民生活環境部長（生活衛生課）は、動員者表を農林部長（防疫対策班）にメールで報告。

○発生地家保は各所からの報告に基づき、班編成を行い、全家保、畜産課家畜衛生班へメールで報告。

○防疫対策班は、発生地家保へ動員者表を発生地家保へメールで報告。

## 7 防疫作業従事者の輸送バスの確保

一般社団法人長崎県バス協会との支援協定

- 県庁及び各振興局から後方支援センターまでの防疫作業従事者が移動するための貸切バスの運行
- その他、必要と認める貸切バスの運行

### (1) 県庁及び各振興局から後方支援センターまでのバス運行

県対策本部は、次頁のスキーム図のとおりバス協会代表幹事会社等と連携しバスを確保する。また、バス協会での確保が不足した場合は、県議会事務局へバスの運行を要請する。

下記の点に留意し、運行計画案を事前に作成しておく。

- ①出発地、経由地を明確にし、目的までの所要時間を算定
- ②後方支援センターにバスの待機場所が確保できない場合は、近辺（片道30分以内を目安）にバスの待機場所を確保し、平時に土地管理者の許可を得ておく
- ③バス運転手の拘束時間（バス営業所を出発し、営業所に戻るまで）を13時間以内とする
- ④バス運転手との連絡担当者

<想定されるルート>

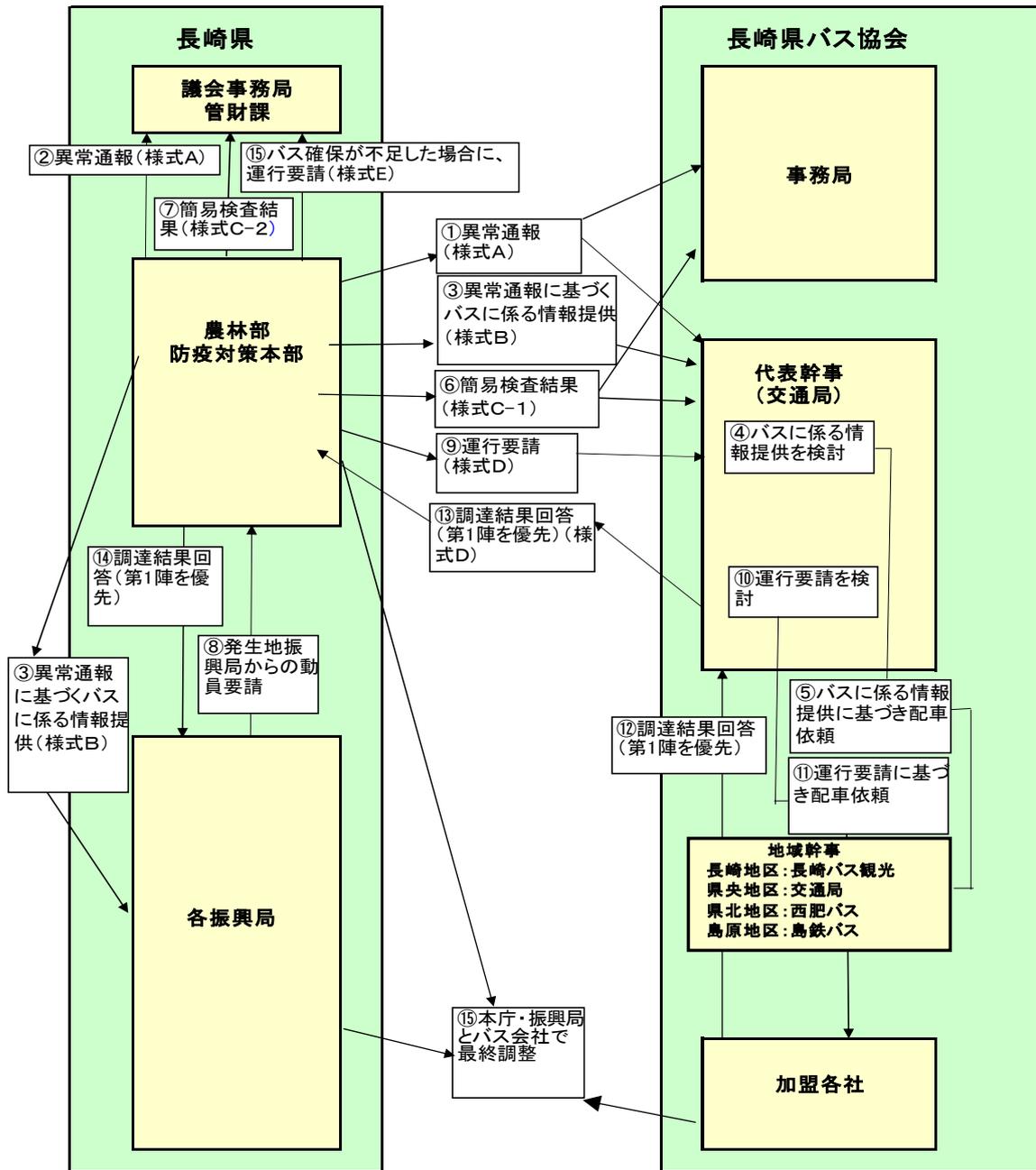
振興局、県庁出発→県央振興局→目的地（後方支援センター）



#### 【R4.12.22の佐世保市での発生時対応の反省点を踏まえた内容】

- 島原、県北地域勤務職員は、振興局（島原・県北）以外にも県央振興局での乗降車を可能とした。
- 長崎、県央地域勤務職員が乗るバスは、発生地によって、出発地を県庁発又は県央振興局発の可変とし、県庁と県央振興局での乗降車が可能とした。

家畜伝染病発生時の防疫作業従事者輸送バス確保にむけたスキーム図



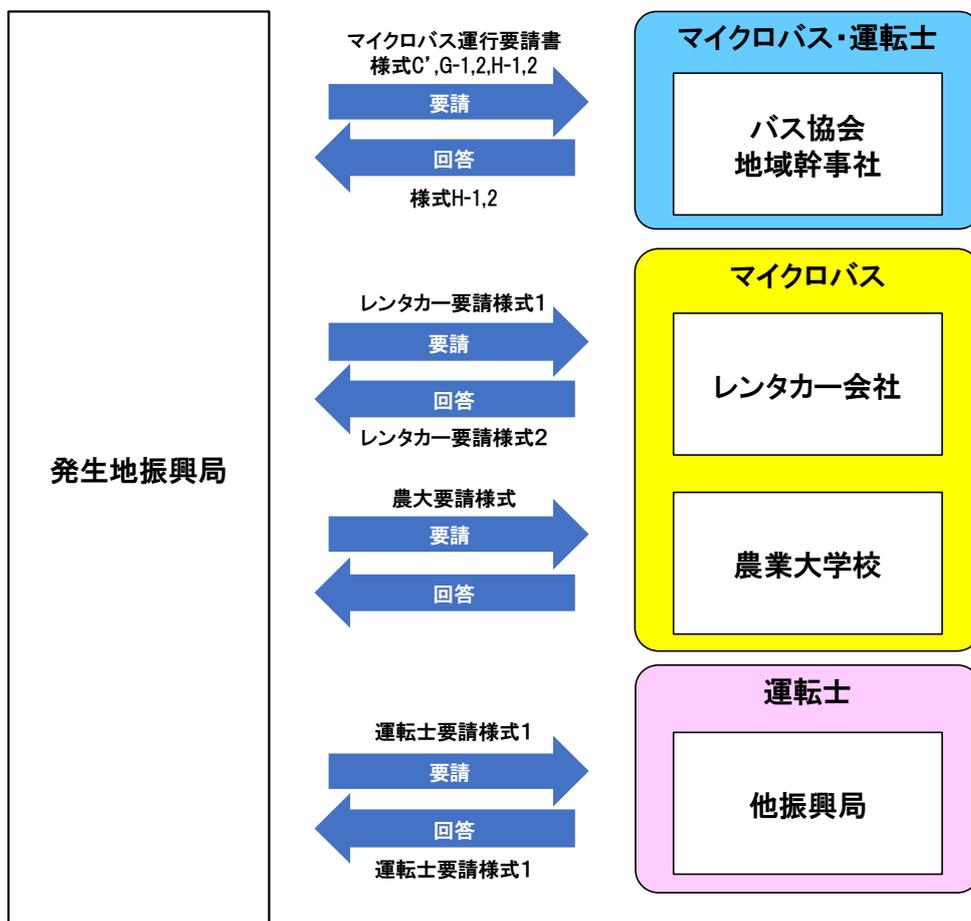
## (2) 後方支援センターから農場拠点等までのバス運行

発生地振興局は、①バス協会地域幹事社、②農業大学校、③レンタカー会社および④他振興局（運転士）と調整しバスを確保する。



後方支援センターから農場拠点等までのバス経路図を事前に作成しておくこと。

### (参考)マイクロバスの調達にかかる手順



#### 【R4.12.22 の佐世保市での発生時対応の反省点を踏まえた内容】

○建設業協会員と一般作業者は、動員サイクルが異なるため、輸送手段は別々に確保する。

## 8 必要資材調達と運搬

### (1) 現地防疫対策本部

- ①資材調達班は、購入予定資材(食糧を含む)やリース資材の現地調達を開始する。
- ②赤帽トラックに輸送依頼を行う。  
食糧：パン工場（諫早）⇒ホームセンター（カップ麺等）⇒後方支援センター  
防疫資材：後方支援センター⇒農場拠点

### (2) 県防疫対策本部

- ①県備蓄資材の搬送準備を行う。（県トラック協会への搬送作業協力要請）
- ②国備蓄資材の供出を動物検疫所企画管理部危機管理課へ要請する。
- ③照明車の借用を国土交通省九州地方整備局へ要請する。（土木部経由）



#### 資材搬送依頼時の留意点

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）における適用除外業務について（令和4年12月27日付け4消安第5299号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）（要約）

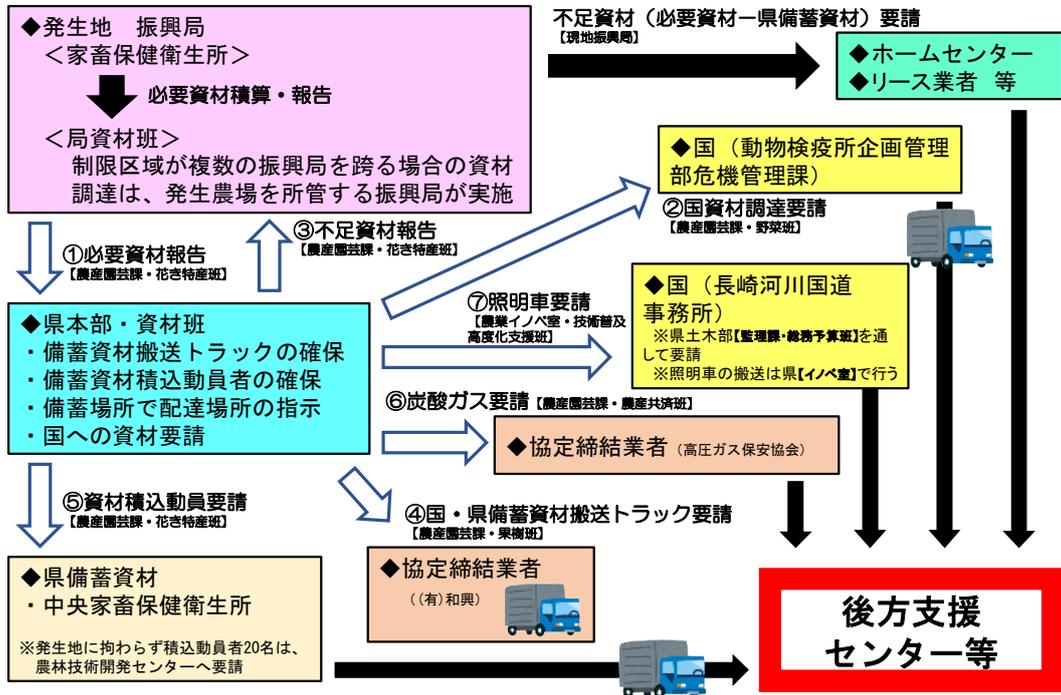
令和4年12月23日付けで改善基準が改正され、厚生労働省労働基準局長からの「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部改正等について」（令和4年12月23日付け基発1223第3号厚生労働省労働基準局長通達）及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準に係る適用除外業務の当面の取扱いについて」（令和4年12月27日付け基発1227第1号厚生労働省労働基準局長通達）が発出され、令和4年12月27日から防疫資材等の運搬業務が改善基準の適用を受ける業務から除外されることとなった。）

防疫資材を依頼する場合には、下記の対応を実施する。

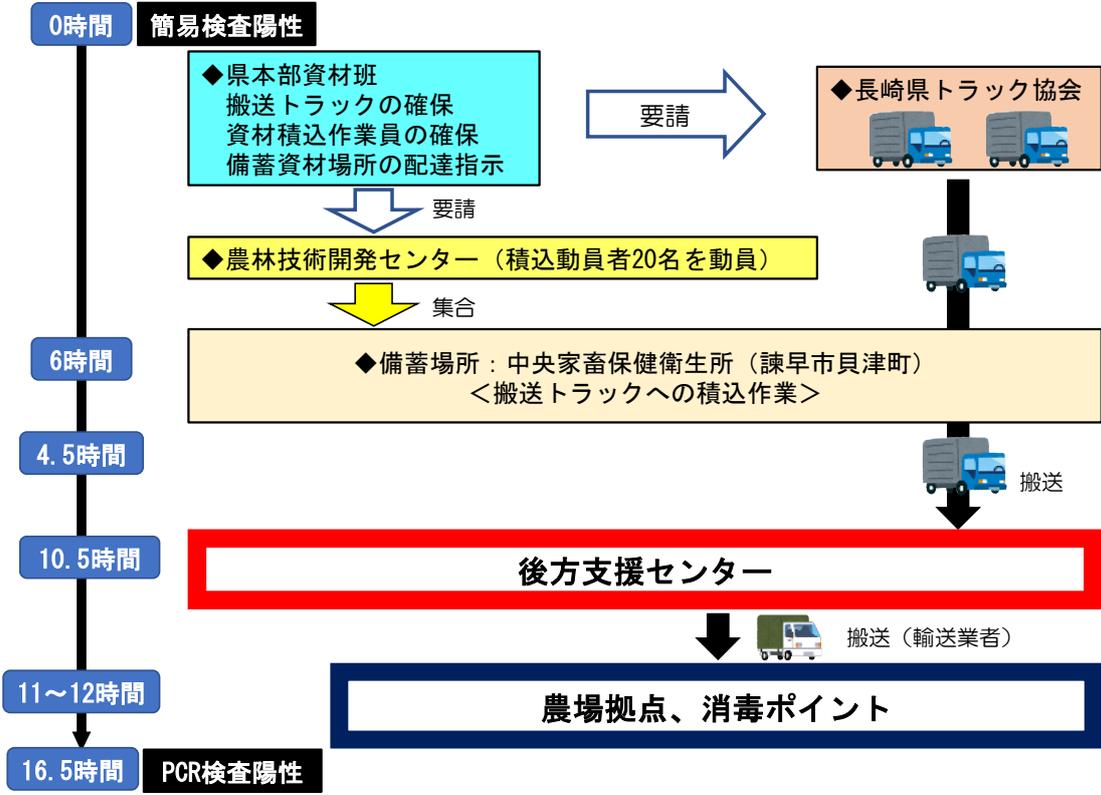
#### 記

- 1 防疫資材等の運搬を依頼する事業者団体又は個別の事業者に対して、家畜伝染病予防法に基づき防疫資材等を運搬することを依頼する文書（以下「依頼文書」という。）を発出すること。  
なお、依頼する事業者が所属する団体に当該文書を発出する場合には、団体に所属する個別の事業者にも文書を発出する必要はない。
- 2 依頼文書には、依頼する運搬業務の内容（運搬に係る物資等、区間、期日等）を具体的に記載すること。
- 3 当該文書は、事業者が防疫資材等の運搬業務を実施される前に発出されることが望ましいが、運搬業務の実施後の発出でも差し支えない。

### HPAI・LPAI発生時の資材調達フロー（本土地域）



### HPAI・LPAI発生時の県備蓄資材の搬送（本土地域）



## 9 準備状況のチェック及び報告

現地防疫対策本部は、事前チェック票により準備状況の確認を行う（様式集）。なお、準備状況については、「初動防疫報告票」（様式集）により県防疫対策本部へ報告すること。

## 10 後方支援センター、農場拠点の設営

### (1) 設営作業

簡易検査陽性後、遺伝子検査により陽性が確定した段階で農場作業が開始される。結果判明後直ちに防疫作業が開始出来るよう専任の作業員（事前準備班）を動員し、事前に後方支援センター及び農場拠点の設営を完了させる。

#### 1) 組織体制：事前準備班構成員

- ①後方支援センター責任者（家保）：1名
- ②農場（埋却）拠点責任者（家保）：1名
- ③農場防疫責任者（家保）：1名
- ④埋却地衛生班長（家保）：1名
- ⑤後方支援センター設置要員（区市町）：各振興局で調整
- ⑥農場（埋却）拠点設置要員（区市町）：各振興局で調整
- ⑦フォークリフトオペレーター：1名

#### 2) 事前準備班の集合時間及び場所

県備蓄資材が後方支援センターに到着する時間（またはテントの到着時間）を考慮して決定した時間及び場所に集合する（後方支援センターあるいは農場拠点）。移動手段は公用車やタクシー。

#### 3) タイムフロー（12:30 に簡易検査陽性を確認した場合の参考）

時間	経過時間	事項
12:30	0:00	簡易検査陽性
13:00	0:30	備蓄資材搬送準備
15:00	2:30	備蓄資材積込班移動開始
16:00	3:30	備蓄資材積込開始
17:00	4:30	備蓄資材トラック出発
18:30	5:30	事前準備班集合
19:30	6:30	後方支援センターへ備蓄資材搬入完了
20:30	8:00	農場拠点へ備蓄資材搬出、農場拠点設営開始
21:30	9:00	後方支援センター、農場拠点設営完了
8:00	19:30	防疫作業開始

#### 4) 作業内容

##### ①後方支援センター設営

- 後方支援センターにトラックで搬送された県備蓄資材の荷降ろしと施設内への運び込み。荷下ろしには、フォークリフトとオペレーターが必須。
- 仕分け表により、使用する場所ごとに資材を分類し配置。
- レイアウト図に基づき設営。
- 農場・農場拠点・埋却地拠点に配置する資材を赤帽トラックへ積載。



**【R4.12.22 の佐世保市での発生時対応の反省点を踏まえた内容】**

- 備蓄資材の荷下ろし用フォークリフト調達  
現地でフォークリフトを調達する。
  - 【レンタル業者】
  - トヨタ L&F 福岡株式会社
  - 【連絡先】
  - ・長崎・県央地域、島原半島地域発生時（長崎営業所）  
諫早市多良見町化屋 1858  
TEL (0957) 43-4009 FAX (0957) 43-0440
  - ・県北地域発生時（佐世保営業所）  
佐世保市指方町 562-11  
TEL (0956) 58-4009 FAX (0956) 58-5578
  - ※操作資格者の確保が必要
- 資材の仕分け作業  
初動防疫報告票6の仕分けシートにより使用する作業箇所ごとに仕分けする。
- 暖房器具の設置  
気象状況によって必要な数量の暖房器具を設置する。
- パーテーションの設置  
防疫作業者の更衣スペースには、目隠し用のパーテーションを設置。

②農場拠点（埋却地拠点）設営

- レイアウト図に基づき農場拠点テントを設営。
- 後方支援センターからトラック搬送された資材の荷下ろし。
- レイアウト図に基づき資材等を配置。
- 農場拠点（埋却地拠点）で使用する資材、農場で使用する資材を仕分け。
- 農場拠点・農場間に必要に応じ照明器具を設置。



**【R4.12.22 の佐世保市での発生時対応の反省点を踏まえた内容】**

- 農場拠点から農場までの経路に照明器具を設置  
外灯の設置状況を見て、安全性確保に少しでも不安があれば設置する。
- 道案内掲示を設置  
農場と農場拠点間が離れていると道に迷うことがあるため、必要に応じ道案内の掲示を行うこと。
- トイレの設置
  - ・女性専用トイレ（男女の表示）を設置する。配置場所に考慮する。
  - ・洋式トイレを優先して設置する。
  - ・設置場所が分かりづらい場合は、案内掲示を設置する。



**【R4.12.22 の佐世保市での発生時対応の反省点を踏まえた内容】**

**農場から離れた場所にしか設置できない場合の対応**

- 農場隣接エリアに簡易拠点を設置
  - 必要最小限の資材と 1 班 25 名程度が休憩をとれるスペースを確保
    - ・トイレや飲水休憩時の防護服の着脱を行う。
- 必要な設備
  - ・テント、暖房器具、簡易トイレ、脱着サポート（少人数）

**③農場（埋却地）への資材の搬送**

- 農場（埋却地）で使用する資材は必要数量を家保等の軽トラックでピストン輸送。
- 農場（埋却地）内に資材を搬入。



**農場内（汚染区域）に資材を搬入する際の注意点**

- 車両乗り入れ時の対策
  - ・農場内は汚染区域内なるため、車両を乗り入れる場合は、車両の窓は完全に閉め、空調は循環とする。運転手は車両から降りない。
  - ・農場から出る際に、タイヤ周り、車両全体の消毒を受ける。
- 人が出入りする際の防護対策
  - ・農場に入る作業者は、必ず防護服・長靴・手袋、N95 マスクを着用する。
  - ・退場時は防護服の上から全身消毒を受け、脱衣後は手指の消毒を行う。長靴も洗浄・消毒を行う。

**(2) 防疫作業開始に際しての準備**

後方支援センターへ情報管理用の OA 機器を設置する。



**【R4.12.22 の佐世保市での発生時対応の反省点を踏まえた内容】**

現場と現地防疫対策本部並びに県防疫対策本部との連絡・情報共有、現場での情報共有のため、後方支援センターに OA 機器を設置する。

**【準備する資機材】**

通信機能付き PC（家保職員公用 PC）1 台、プリンター（A3 印刷可能）1 台、延長コード、コピー用紙（A3・A4）、ホワイトボード